

## 庁舎整備基本構想（案）にかかる市民説明会実施結果

### ○市民説明会開催概要

第1回	平成25年8月3日（土）男女共同参画センター	参加者	11名
第2回	平成25年8月4日（日）アクス本八幡	参加者	9名
第3回	平成25年8月8日（木）行徳文化ホールI&I	参加者	7名
		参加者合計	27名

### ○意見への対応

①ご意見を踏まえて、案の修正を検討するもの	0件
②今後の事業実施の参考（一部加筆）とするもの	11件
③ご意見の趣旨や内容について、考え方を盛り込み済みであるもの	18件

### ①新庁舎の「規模」に関する意見

No	意見	市の考え方	意見への対応
1	庁舎を分散するような案でも良かったのではないか。	分散型庁舎により本庁舎機能を分散した整備計画と、現在の本庁舎機能を維持・集約した整備計画とのコスト比較においては、分散型庁舎では、分散による庁舎維持管理費の増大や業務連携のための情報通信やシステムなどの整備費、業務分散に伴う職員数の増、施設の拡張等も必要となり、コスト削減を見込むことは難しいと考えています。	③

2	市民が行かない部署は利便性の良い場所にある必要はないし、分散させてもいいのではないか。	市民サービスに関連する内部事務については、本庁舎で行っています。例えば、国民健康保険や市民税・固定資産税などの賦課業務、納付書の作成・発送などの徴収業務、更には滞納者への対応。市民課においては、郵送で申請された証明書発行の事務処理などを行っています。また、各窓口で運用している電算システムの管理やデータバックアップなど、窓口手続きを進めるために必要な内部事務は、ほぼ全て本庁舎で行っています。これらの業務を分散して行うことは、非常に非効率でコストの増大を招くことから、一括して事務を行う本庁舎が必要となるものです。	
3	市川駅南口行政サービスセンターや行徳支所など、出先機関を充実させれば建て替えの必要はない。	また、行徳支所や大柏出張所等の出先機関は残しながら、市民窓口サービスの充実を図り、事業者部門の窓口は新第2庁舎に集約して配置する予定です。	③
4	出先機関を充実させれば、新庁舎規模を小さくできる。出先では対応が難しい複雑な相談の中身を分析し、ある程度誰でも対応できるよう、業務をマニュアル化すれば一般職員でも対応できるのではないか。		
5	今後、少子高齢化が進み人口が減るため、庁舎規模を大きくする必要はない。	新庁舎の規模の算定にあたっては、将来の市の人口や業務量及び職員数を考慮し、新庁舎に整備する各機能ごとに必要な面積を積み上げて行っていることから、適正な規模であると考えています。	③

②新庁舎の「建設場所」に関する意見

No	意見	市の考え方	意見への対応
6	<p>学校などの空いている敷地に移転した方が安いのではないか。</p>	<p>市役所の利便性を高めるような、市の中心に近い学校では、不要な教室がなく、統廃合する方向にはならないのが現状です。将来的な学校の統廃合を一緒に検討していくとかなりの検討期間がかかり、事業の見通しが見つからないため、対象外としています。</p>	③
7	<p>B案となった理由はなにか。</p>	<p>新庁舎の建設場所については、4つの建設候補地の組み合わせから客観的に評価しています。</p> <p>東海地震や東京湾北部を震源とする首都直下型の地震など、大地震発生の可能性が高まる中で、耐震性の高い庁舎を早急に建設し、防災拠点としての機能と安全性を確保することが重要視されてきました。</p> <p>このことから、事業期間の見通しがつきやすく、着実に取り組むことが可能である実現性、地震や河川の氾濫等の災害が発生した際の安全性、様々な交通手段によるアクセス性、市民サービスを提供する公共施設であることから、市民が利用しやすく、効率的に運用できる利便性等を、総合的に評価して出された答申を受け、「現在の本庁舎及び南分庁舎の建て替え」案を、建設場所に定めたものです。</p>	③

③「周辺環境」に関する意見

No	意見	市の考え方	意見への対応
8	説明会を行うにあたり、ある程度具体的な図面を提示すべきではないか。また、日影図についても何らかの検討を行った図面を提示すべきではないか。	<p>現在の本庁舎は、建築基準法に定める日影制限（昭和 52 年）より以前に建てられたものであるため、京成線を挟んだ北側の住宅地には日かげが生じている状況となっております。</p> <p>庁舎建て替えに際しては、現行法を遵守することはもとより、北側への日影を考慮し、国道 14 号側に建物を寄せる配置を検討してまいります。</p> <p>なお、建物の設計につきましては、今後行う予定であることから現時点で開示可能な図面等はありませんが、基本設計(案)を作成する過程におきまして、早期に図面等の情報開示を行うよう検討してまいります。</p>	②
9	本八幡 A 地区再開発事業も含めた駅周辺の交通需要予測を行っているか。	<p>庁舎については、発生集中交通量から駐車場台数等の検討を進めていますが、再開発区域を含めた検討は行っておりません。庁舎を建替えることにより、交通量に大きな影響が出るとは考えておりませんが、道路交通部と協議し、また情報を提供してまいります。</p>	②
10	環境アセスについての検討は行っているのか。	<p>庁舎建設は、環境影響評価法で定められている環境アセスメント対象事業（道路、ダム、鉄道、空港、発電所などの 13 種類の事業）の対象ではありませんが、施工も含めて、周辺環境に配慮しながら計画を進めてまいります。</p>	②
11	庁舎西側の道路拡幅に併せ、踏切の拡幅も行って欲しい。	<p>新第 1 庁舎の東西の市道については、6m に拡幅し、歩道は敷地内に計画しています。また、踏切の拡幅については道路交通部など関係部署と協議してまいります。</p>	②
12	現在の配置計画では敷地に余裕がないように見えるが、工事中に周辺への影響はないか。	<p>今回の工事では様々な敷地利用上の制約があるため、設計段階で技術提案を受け、周辺への影響も考慮した施工方法等を検討してまいります。</p>	②

④「資金計画」に関する意見

No	意見	市の考え方	意見への対応
13	借金の返済計画は大丈夫なのか。	庁舎の建て替えにあたっては、地方債や庁舎建て替えのための基金を活用し、工事ならびに地方債償還期間において、財政負担の平準化を図り、市民サービスはもちろん、他の事業に影響が出ないように努めてまいります。	②
14	市の財政事情から、事業費のうち借金 140 億円についてはその影響を十分に認識する必要がある。	また、庁舎建て替えに際し発行される地方債については、市の財政状況を示す公債費負担比率などの各種指標に大きな影響がないよう活用を図ってまいります。 庁舎は長年にわたって使用されるものであることから、その費用についても使用期間に応じて長期的な償還を行うものとし、年度毎の負担を軽減するとともに、世代間における負担の公平性にも努めてまいります。	

⑤事業全般に関する意見

No	意見	市の考え方	意見への対応
15	第三庁舎は耐震補強を行っており、慌てて建替える必要はない。平成 23 年 3 月に東北の大地震があったことを利用して建て替えをしようとしているのではないか。	阪神淡路大震災以降、市の公共施設の耐震診断を行い、その上で優先順位をつけて計画的に対応してきたものです。第三庁舎については、災害対策本部を設ける必要性があったことから、先行して耐震補強工事を進めてまいりました。その間、学校等の公共施設を優先して耐震補強工事を進めてきており、それらが進んできたことを受け、平成 22 年 10 月に建替えを含めて検討していく事を公表しております。	③

16	基本構想はどこまでが決まっていて、どこからが決まっていないのか。	基本的には基本構想策定委員会の中で、様々な視点で議論された規模、場所、機能に関しては、様々なデータを基に客観的に審議された結果であり、これらについては答申に沿って進めていきたいと考えております。	③
17	基本構想はどのようにオーソライズして進めていくものなのか。	昨年度、基本構想策定委員会で審議を行い、新庁舎の規模、場所、機能について、答申を受け、それに基づき今年度は仮庁舎計画、配置計画を検討してまいりました。答申が出されてからは、答申に対する市民アンケートの実施、投稿メールボックスでの庁舎建て替えに関する意見の募集、商工業、福祉、医療などの関係団体、全自治会の会長を対象とした、基本構想(案)の検討状況の説明会を実施してまいりました。今後は、パブリックコメントと市民説明会での意見を聴取した後に、基本構想をまとめてまいります。	③
18	パブリックコメントが、ただの手続きで終わらないように、市民の意見を取り上げてほしい。	パブリックコメントについては、意見をそれぞれ整理し、基本構想に反映できるもの、設計に反映できるものなどを十分に検討していきます。	②
19	フリートーキングで、市民意見を抽出し、案を作成した方が良いのではないかと。	説明会の開催や広報・市公式Webサイトによる情報公開を行うとともに、市民アンケートや意見投稿メールボックスにより幅広い市民意見の聞き取りを行うなど、市民参加と市民意見の集約に積極的に努めるとともに、市民目線からの検討も行ってきました。 今後も引き続き、基本設計の作成等におきまして、市民参加と市民意見の聞き取り	②
20	重層的に色々な市民意見を引き出していくような検討をしてもらえないか。	に取り組み、市民目線からの検討も行ってまいります。	

21	基本構想委員会は15人の委員だけで、しかも非公開で行われるべきではないのではないか。	基本構想策定員会は、公開して審議をする予定でしたが、候補地の中に民有地があり、個人に対して利益を害するような情報が含まれていたため、非公開となったものですが、会議の概要については、その都度公開しながら進めてまいりました。	③
22	場所等の答申の前提条件について、議論されていないのはどうなのか。	今回の候補地を決める際には、市内の公有地、民有地など調査し、市民アンケート調査を実施したところ、自分の住居に近い地域への建設を希望するという意見が多数ありましたが、駅への利便性・市民のアクセス性を考慮した中で、5つの候補地に絞られ、さらに一括移転案2箇所、現在地を活用する案2箇所の合計4案になったものです。	③
23	説明会の参加人数が少なすぎるのは宣伝が足りないのではないかと。マーケティングを行ったのか。	マーケティングに関しての検討は行っていませんが、広報特別号を発行するなどの工夫をしております。 今後行っていく庁舎建て替えに関する市民説明会の周知方法等については、更なる工夫を行い、自治会の掲示板の活用などについても、関係部署と協議しながら検討していきたいと考えております。 また、市民意見の反映については、基本設計の段階で、ワークショップ等を実施しながら市民意見を取り入れ、計画を進めてまいりたいと考えております。	③
24	パブリックコメントの件数は、何件くらいを想定しているか。	パブリックコメントの件数の想定は難しいですが、コメントについては、意見の集約・反映に努めてまいります。	③
25	平成25年2月16日から2月28日にアンケートを実施している途中で、新聞に予算や工期が出ていたのはおかしいのではないかと。	平成25年2月6日に基本構想策定員会からの答申を受け、必要な事項については、報道機関にも参考資料として情報提供しているため、2月7日の新聞に掲載されたものです。	③

26	パブリックコメントの期間を延ばせないか。	パブリックコメントは、既に全市的な周知をしており、期限は8月28日としています。ただし、8月17日付けの広報いちかわ1面にパブリックコメントの意見募集記事を掲載し、幅広く市民へ周知してまいります。また、庁舎建替えに関する意見募集のメールボックスは9月10日まで延長して開設し、パブリックコメントの意見と同様に扱います。	③
27	市民説明会の議事録は、ホームページ等どのような形で掲載されるのか。	これまで実施した市民説明会の内容・質疑等については、市公式Webサイトの市政情報の庁舎整備推進担当室に公開しています。	③
28	この建替えプロジェクトは市川市議会で承認されているのか。	平成24年2月議会で、建替えに関して客観的に検討するための「市川市庁舎整備基本構想策定委員会条例」及び「市川市庁舎整備基金の設置、管理及び処分に関する条例」が議決され、議会から承認が得られています。また、庁舎整備に関する予算の承認を受けており、今回の基本構想案については、事前に市議会議員に対する説明を行い、理解頂いています。	③
29	説明会の開催にあたり、自治会の回覧等で市民に周知を図ったらどうか。	平成25年8月3日～8日にかけて行った庁舎整備基本構想（案）に関する延べ3回の市民説明会については、広報や市公式Webサイトで広く市民にお知らせするよう努めてまいりました。今後行っていく庁舎建て替えに関する市民説明会の周知方法等については、更なる工夫を行い、多くの市民に参加していただけるよう努めてまいります。	②